

# 大分県報

平成二十八年  
第二七五二号  
二月九日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 一 青少年に有害な図書等の指定……………一
- 二 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二
- 三 大規模小売店舗に係る公示……………三
- 四 指定予定保安林……………四
- 五 解除予定保安林（二件）……………五
- 六 運転免許事務委託入札参加資格審査規程の一部改正……………六

### 告示

#### 大分県告示第七十四号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

平成二十八年二月九日

大分県知事 広瀬 貞

指定年月日	種類	名称	発行所名等	指定理由
平二八・ 一・二七	雑誌	英語マキエメンソ 2月号	マイウェイ出版 版	著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがある。
"	雑誌	実話時代 2月号	株式会社 ボーイ	著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがある。

平成二十八年二月九日

大分県報（告示）

"	雑誌	チャンプロード 2月号	株笠倉出版社	著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、若しくは著しく青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。
"	雑誌	田舎唄チャンプ 第 2 号	株笠倉出版社	
"	雑誌	タトナー・トライバル Vol.1.65	富士美出版株	
"	雑誌	英語ナックルズ 2月号	株ミリオン出版	
"	雑誌	IP1 1月号	株晋遊舎	

#### 大分県告示第七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

大分県知事 広瀬 貞

申請の概要
1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名 大分市大字旦野原七百番地 国立大学法人 大分大学 学長 北野 正剛
2 特定事業場の所在地及び名称 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地



汚水の 等	項目			汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間 間欠	使用開始 予定年月日	工事完成 予定年月日	工事着手 予定年月日	種 類	能 力	汚水の 状態 の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的 変動	
	生物化学的 酸素要求量	水素イオン 濃度	項目	単位	m <sup>3</sup> /日									単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l		mg/l
	1000	658	通常 の値	単位	200	通常 の値	なし	二時間	—	—	—	入浴施設 (コンクリート製)	100m <sup>3</sup> /時	3	5	60	—	1000	658	通常 の値	0.6	通常 の値	なし
	1000	658	最大 の値	単位	250	最大 の値								5	7	80	—	1000	658	最大 の値	0.8	最大 の値	

平成二十八年二月九日

汚水の 状態 の値	項目			汚水等の一日当たりの量		使用の季節的 変動	一日当たりの使用時間	使用時間 間欠	使用開始 予定年月日	工事完成 予定年月日	工事着手 予定年月日	種 類	能 力	汚水の 状態 の値									
	りん 含有 量	窒 素 含有 量	浮 遊 物 質 量	化学的 酸素 要求 量	生物化学的 酸素 要求 量									水素イオン 濃度	項目	単位	m <sup>3</sup> /日	単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	
3	5	60	—	1000	658	通常 の値	なし	一四時間	—	—	—	洗浄施設 (陶器製)	0.08m <sup>3</sup> /時	3	5	60	—	—	—	—	—	—	—
5	7	80	—	1000	658	最大 の値								5	7	80	—	—	—	—	—	—	—

大分県報(告示)



代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年九月二十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百九十六平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物東側 七十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 二十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側 五十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側 十一・三三立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 建物敷地北東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成二十八年一月二十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

2 縦覧期間

平成二十八年二月九日から同年六月九日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年六月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県西部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
平成二十八年二月九日

大分県知事 広瀬 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市犬飼町高津原字平畑一六八〇番一、一六八〇番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七十八号

平成二十八年二月九日

大分県報（告示）

五

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた。

平成二十八年二月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所  
佐伯市上浦大字浅海井浦字浪太鼻三七八一番二、三七八九番四、三七八九番六、三七八九番九、三七九〇番二（以上五筆国有林）、三七八一番六・三七八九番一四・三七八九番一五・三七九〇番六から三七九〇番八まで（以上六筆国有林について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七十九号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十八年二月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

佐伯市上浦大字浅海井浦字浪太鼻三七八九番一、三七九〇番四

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由  
指定理由の消滅

大分県告示第八十号

運転免許事務委託入札参加資格審査規程（平成二十一年大分県告示第九百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条第一項中「平成二十五年三月五日」を「当該日の属する年の三月五日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）」に改める。

第七条中「平成二十七年九月三十日」を「翌年の九月三十日」に改める。

第九条第一項中「その事実があつた後二年間の範囲内で知事が定める期間、」を「三年以内の期間を定めて」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「取り消した」を「取り消し、又は競争入札に参加させないこととした」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。